

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会・奈良県支部
団体所在地	〒630-2306 奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野 282-4
活動の開始年月	平成14年
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2002年 2月 1日 所轄： 東京都
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. <input checked="" type="radio"/> 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. <input checked="" type="radio"/> 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子 ども <input checked="" type="radio"/> の健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体 の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県全域
現在の活動内容	<p>○小学校・公民館・子ども食堂でのお茶授業</p> <p>○お茶の普及の為の講演会活動</p> <p>○奈良県ガールスカウト100人対象のお茶講座で大和茶を紹介 ・2022年8月18日～22日、奈良県の国立曽爾青少年自然の家で、日本のガールスカウト運動100周年記念インターナショナルキャンプ“Girls Can Change the World” Campを開催。</p> <p>2022年8月20日、ガールスカウト日本連盟の女子中高生約100人を対象にお茶淹れ講座を開催。奈良県産の「大和茶」を使用したところ受講者からは、日本茶が奈良や各地で生産されている事がわかって良かったという感想が聞けた。また、お茶淹れ体験では「おいしい！」と声をあげ、喜びもいた。</p> <p>お茶淹れ講座の後は、「柿の葉寿司」や「葛餅」を食べたり、「大和茶」の生産者の中尾義永さんから講義を受けるなど、奈良づくしの時間を全国から集まった女子中高生に味わってもらった。</p> <p>今回の経験を生かし、今後ともお茶の普及に貢献していきたい。</p> <p>個人会員数 80人 : 団体会員 0人 団体 : 専従職員 0人</p>

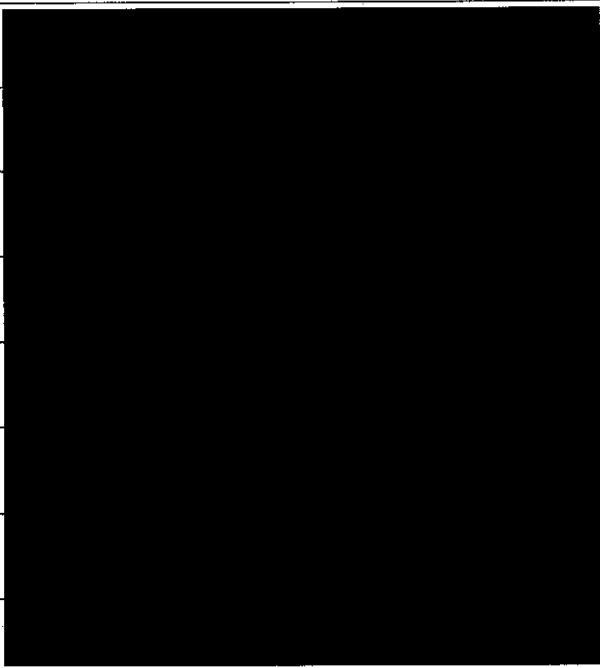
<p>これまでの活動実績 (行政や企業、他団体 との協働事業実績を含 む)</p>	<p>平成31年</p> <p>4月24日 お茶を淹れてみよう 奈良市立富雄北小学校 120 小学五年生</p> <p>4/28～5/2 奈良手もみ茶大会 ロマントピア月ヶ瀬 60 一般消費者</p> <p>5月6日 皇室献上茶 茶摘み 山添村春日 100 支部会員</p> <p>5月17日 お茶の淹れ方教室 ロマントピア月ヶ瀬 24 JAならけん女性大学 学生</p> <p>6月4日 小学校茶工場見学 60 小学三年生</p> <p>6月7日 小学校茶工場見学 60 小学三年生</p> <p>6月10日 小学校茶工場見学 80 小学四年生</p> <p>8/11～8/13 空中大和茶カフェ 県庁バスターミナル 東棟 空中大和茶カフェ実行委員会 180 一般消費者</p> <p>9月10日 大和茶を知らう(体験授業) 奈良市立大宮小学校 108 小学三年生</p> <p>9月10日 大和茶カフェin大宮小学校 奈良市立大宮小学校 37 PTA保護者</p> <p>9月17日 大和茶体験授業 クリエイト月ヶ瀬 奈良女子大学付属小学 68 小学三年生</p> <p>10月18日 授業「美味しいお茶の入れ方」 神功小学校 43 小学3年生</p> <p>10月25日 授業「美味しいお茶の入れ方」 伏見小学校 124 小学3年生</p> <p>10月28日 授業「美味しいお茶の入れ方」 富雄中学校 113 中学3年生</p> <p>10月29日 授業「美味しいお茶の入れ方」 富雄中学校 114 中学3年生</p> <p>10月30日 授業「美味しいお茶の入れ方」 都跡小学校 93 小学3年生</p> <p>11月7日 奈良県闘茶大会 JAならけん広域茶流通センター 奈良県茶業会議所 支部会員</p> <p>11月8日 茶良「春日野お茶あそび」 奈良公園荒池園地 お茶のテーマパーク実行委員会 一般消費者</p> <p>11月9日 茶良「春日野お茶あそび」 奈良公園荒池園地 お茶のテーマパーク実行委員会 一般消費者</p> <p>11月10日 茶良「春日野お茶あそび」 奈良公園荒池園地 お茶のテーマパーク実行委員会 一般消費者</p> <p>11月13日 授業「美味しいお茶の入れ方」 平城小学校 91 小学3年生</p> <p>11月14日 授業「美味しいお茶の入れ方」 興東小学校 7 小学3年生</p> <p>11月15日 授業「美味しいお茶の入れ方」 二名小学校 68 小学3年生</p> <p>11月16日 授業「お茶について」 山添小学校 山添中学校 32 中学1年生</p> <p>11月21日 授業「美味しいお茶の入れ方」 鼓阪北小学校 11 小学3年生</p> <p>11月22日 授業「美味しいお茶の入れ方」 明治小学校 50 小学3年生</p> <p>11月23日 茶良「手もみ茶品評会」、「茶歌舞伎」 ならまちセンター 8 一般消費者</p> <p>11月26日 授業「美味しいお茶の入れ方」 飛鳥中学校 96 小学校3年生</p> <p>令和1年</p> <p>11月13日 授業「美味しいお茶の入れ方」 平城小学校 91 小学3年生</p> <p>11月14日 授業「美味しいお茶の入れ方」 興東小学校 7 小学3年生</p> <p>11月15日 授業「美味しいお茶の入れ方」 二名小学校 68 小学3年生</p> <p>11月16日 授業「お茶について」 山添小学校 山添中学校 32 中学1年生</p> <p>11月21日 授業「美味しいお茶の入れ方」 鼓阪北小学校 11 小学3年生</p> <p>11月22日 授業「美味しいお茶の入れ方」 明治小学校 50 小学3年生</p> <p>11月26日 授業「美味しいお茶の入れ方」 飛鳥中学校 96 小学校3年生</p> <p>12月12日 闘茶会(実習) 山添中学校 27 山添中学校1年生</p> <p>1月31日 授業「美味しいお茶の入れ方」 帯解小学校 28 小学校3年生</p> <p>令和2年</p> <p>1月7日 役員会(総会の開催について) 三笠公民館 9 支部役員</p> <p>1月16日 "台湾の小学校との交流事業(お互いの地域で生産されている茶の淹れ方の実演・体験)" 山添中学校 23 "山添中学1年生 台湾新発小学6年生"</p> <p>1月31日 授業「美味しいお茶の入れ方」 帯解小学校 28 小学3年生</p> <p>9月24日 茶畑で5種類のお茶を野点 都祁小学校 30 小学5年生</p> <p>12月8日 大和茶についての講演 山添中学校 16 山添中学1年生</p>
	<p>寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)</p>

(様式第3号)

令和5年12月22日現在

団体役員名簿

団体名：日本茶インストラクター協会奈良県支部

役職名	氏名	住所
会長	井ノ倉 清繁	
副会長	竹西 多香子	
監事	吉永 清志	
監事	北森 亜由美	
会計	長田 富枝	
事務局	土岐 太郎	
幹事	上久保 淳一	
顧問	湯浅 薫	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します

奈良県

ガールスカウト100人対象の
お茶講座で大和茶を紹介



真剣に説明を聞く女子中高生たち

2022年8月18日～22日、奈良県の国立曽爾青少年自然の家で、日本のガールスカウト運動100周年記念インターナショナルキャンプ“Girls Can Change the World” Campが開催されました。当初は海外からの参加も計画されていましたが、コロナの影響で海外からの参加は見送られました。

奈良県支部では、8月20日、ガールスカウト日本連盟の女子中高生約100人を対象にお茶淹れ講座を開催しました。奈良県産の「大和茶」を使用したところ受講者からは、日本茶が静岡・京都だけでなく、奈良や各地で生産されている事がわかって良かったという感想が聞けました。また、お茶淹れ体験では「おいしい」と声をあげ、喜んでいました。

お茶淹れ講座の後は、奈良の郷土料理「柿の葉寿司」を食べたり、奈良のお菓子「葛餅」を食べたりしながら、「大和茶」の生産者の中尾義永さんから講義を受けるなど、奈良づくりの時間を全国から集まった女子中高生に味わってもらいました。

この講座は受講人数が非常に多かったため、お茶淹れが無事に出来るか心配でしたが、私達5人のインストラクターが一丸となり問題なく終えることができました。今回の経験を生かし、今後ともお茶の普及に貢献していきたいです。

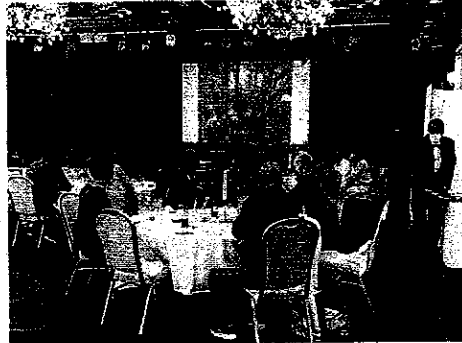


講師の中尾義永さん
アシスタントを務めた
(左から)巽 典子さん、窪田匡永さん、
阪口和義さん

(事務局 土岐 太郎)

神奈川県

支部ゆかりのお茶を宴に添え
20周年記念式典・祝賀会を開催



活動を振り返ったスライドショー

2022年11月3日(木)、横浜崎陽軒本店で「神奈川県支部20周年記念式典・祝賀会」を開催しました。協会専務理事の奥村静二氏と東日本ブロック長の奥富雅浩氏にもご臨席いただき、今後の活動への期待が込められた祝辞を頂戴しました。歴代支部長の紹介と初代支部長の挨拶の後は記念講演として、横浜市出身の5代目柳家小せん師匠による落語に耳を傾けました。

祝賀会では、乾杯、食事中、食後それぞれに神奈川県支部にゆかりのあるお茶を7種類用意し、好評を博しました。なかには支部の研修で私達が手摘みしたお茶(神奈川県秦野市産)もありました。20年の活動をまとめたスライドショーの上映では、幅広い活動を振り返り、広い視野の研修や一般の方々に向けた普及活動を共有することができました。

昨今の状況から開催可否が読みづらいなかでは



ありましたが、無事開催でき、今後も神奈川県支部らしい活動を重ねていこうと改めて期する、とても良い機会となりました。ご協力、ご協賛、お祝いをいただいた皆様に、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

オリジナル乾杯ドリンク。
鹿児島県茶業会議所協賛の抹茶を使用した
抹茶ビール(手前)とグリーンアップルスカッシュ(奥)

(高橋 由布子)

定 款

特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会



特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区東新橋2丁目8番5号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を静岡県静岡市葵区北番町81番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般に対して、日本茶の更なる普及活動の推進に関する事業等を行うことにより、歴史ある日本茶文化の承継と、新たなる茶文化を創造し、もって広く社会の健康と文化及び教育の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 茶の普及及び啓蒙に関すること

② 茶の情報及び資料等の収集及び提供に関すること

③ 日本茶インストラクター及び日本茶アドバイザー（以下、「日本茶インストラクター等」という。）の認定制度の普及に関すること

④ 日本茶インストラクター等の認定試験の実施に関すること

⑤ 試験結果に基づく日本茶インストラクター等の資格認定を行うこと

⑥ 日本茶に関する教育を実施すること

⑦ 日本茶インストラクター等の資質向上のための講習会を開催すること

(2) 収益事業

① 物品販売業

② 出版業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員、登録会員及び賛助会員の3種とし、このうち正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する個人
- (2) 登録会員 日本茶インストラクター又は日本茶アドバイザーとして認定された個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し活動に協力する個人及び法人

(入会)

第7条 この法人に、正会員又は登録会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むのものとし、理事長はその者が前条1号又は2号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 一年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上25人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。
- 4 常務理事は、この定款に定めるところによりこの法人の業務を行う。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行に参画する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与

えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記)

すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは所轄庁に届出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、理事会において議決した法第11条第3項に掲げる者のうち、公益社団法人日本茶業中央会に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原 田 昇左右
副理事長	大 森 正 司
副理事長	桑 原 秀 樹
専務理事	柳 澤 興一郎
常務理事	杉 本 充 俊
理 事	小 泊 重 洋
同	藤 浪 成 昭
同	小 島 康 平
同	君 野 信太郎
同	山 梨 宏 之
同	繁 田 和 則
同	中 禮 雅 治
監 事	倉 田 一 郎
同	勝 又 章

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年1月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金	10,000 円
年会費	10,000 円

(2) 登録会員

①日本茶インストラクター

入会金 10,000 円

年会費 10,000 円

②日本茶アドバイザー

入会金 5,000 円

年会費 5,000 円

(3) 賛助会員

①個人年会費 10,000 円

②団体年会費 一口 50,000 円

ただし、当法人成立の日までに、既に日本茶インストラクター等として登録している者は、入会金は不要とする。

- 7 平成 14 年 10 月 10 日開催の臨時総会にて、事務所移転に伴い定款変更。
- 8 平成 15 年 3 月 24 日通常総会にて、附則 6 (3) 賛助会員②団体年会費を変更。
- 9 平成 17 年 3 月 3 日通常総会にて、第 13 条役員の数数の内、(1) 理事の数数を変更。
- 10 平成 19 年 3 月 23 日通常総会にて、第 2 条第 2 項、第 5 条第 1 項関係及び第 6 条第 1 項第 2 号登録会員、第 9 条について変更。
- 11 平成 19 年 7 月 6 日、定款変更について内閣府認証。
- 12 平成 21 年 3 月 4 日通常総会にて、附則 6 (1) 正会員入会金を 10 万円に変更。
- 13 平成 25 年 3 月 21 日通常総会にて、特定非営利活動促進法の一部改正に伴ない、第 5 条第 2 項、第 23 条 (4) (5)、第 29 条第 2 項、第 3 項、第 44 条、第 48 条第 1 項、第 51 条、附則 4 について変更。社団法人日本茶業中央会の公益社団法人移行に伴ない第 53 条について変更。
- 14 平成 30 年 4 月 13 日通常総会にて、特定非営利活動促進法の一部改正に伴ない、第 55 条を変更。

特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会

1 事業の成果

2022年度は教育事業テキストの改訂および資質向上の研修に注力し、以下の事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【123,180】千円)

定款に記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益対象 者範囲	受益対象 者人数	事業費 (千円)
①茶普及・啓蒙	(A)生涯学習講座、食育講座等 お茶教室開催	年間	全国	246人	一般	3113人	7,748
	(B)各種イベントの 参画・活動	随時	全国	646人	一般	3122人	18,529
	(C)学校教育における 啓蒙活動	年間	全国	181人	小学生等	4852人	4,673
	(D)日本茶普及活動助成の 実施	年間	全国	58人	一般	699人	470
②茶情報等収集・ 提供	(A)茶の情報、資料の収集	年間	全国 海外	134人	一般	不特定多数	2,477
	(B)ホームページ等による 情報提供	年間	全国 海外	5人	一般・会員	78795人	520
	(C)会報「茶論」の発行 23,500部	年4回	全国	155人	会員・関係先	5875人	7,110
	(D)日本茶の 新しい評価法の開発	年間	全国	1719人	一般	不特定多数	11,963
③認定制度普及	(A)広告媒体による告知	年間	全国	4人	一般	不特定多数	146
	(B)認定式の実施	3月	-	63人	認定者	532人	3,690
④認定試験	(A)日本茶アドバイザー 認定試験実施	11月	全国 11会場	54人	受験者	163人	2,498
	(B)日本茶インストラクター 認定試験実施	11,2月	全国 9会場	170人	受験者	556人	8,363
	(C)日本茶検定の実施	年3回	WEB	19人	受験者	776人	3,358
⑤教育実施	(A)日本茶アドバイザー 通信教育	4~9月	全国	28人	受講者	144人	5,282
	(B)日本茶インストラクター 通信教育	4~10月	全国	68人	受講者	455人	16,847
	(C)大学等での講座開設	年間	全国 4会場	47人	認定校・ 提携校学生	119人	4,283
	(D)日本茶アドバイザー 養成スクール開設	年間	全国 5会場	81人	受講者	57人	2,142
	(E)通信教育改訂委員会による テキスト改訂	年間	-	14人	受講者	不特定多数	13,386
⑥資質向上対策	(A)資質向上研修会開催	年間	全国 7会場	11人	会員	221人	9,240
	(B)日本茶アドバイザー 専任講師育成講座	7月	静岡	14人	会員	11人	455

(事業費の総費用【0】千円)

(2) その他事業

定款に記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
	実施せず				

2022年度 活動計算書

2022年2月1日から2023年1月末日まで

特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会
(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益の部			
1 受取会費・入会金			
受取入会金	2,090,000	0	2,090,000
受取会費	44,363,700	0	44,363,700
2 受取寄附金			
受取寄附金	18,128	0	18,128
3 受取助成金等			
受取国庫補助金	11,963,048	0	11,963,048
3 事業収益			
認定事業収入	14,293,380	0	14,293,380
教育事業収入	39,949,030	0	39,949,030
教育事業収入(海外)	355,000	0	355,000
検定事業収入	4,142,600	0	4,142,600
4 その他収益			
雑収益(対象外)	100,200	0	100,200
雑収益(非課税)	5,169	0	5,169
経常収益合計	117,280,255	0	117,280,255
II 経常支出の部			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	12,637,312	0	12,637,312
賞金	9,396,519	0	9,396,519
法定福利費	2,036,618	0	2,036,618
交通費	576,630	0	576,630
人件費計	24,647,079	0	24,647,079
(2) その他経費			
旅費交通費	17,141,630	0	17,141,630
試験・研究・会場費	7,932,292	0	7,932,292
会議費	3,252,111	0	3,252,111
通信費	7,982,516	0	7,982,516
消耗品費	16,022,388	0	16,022,388
事務所費	2,971,060	0	2,971,060
支払手数料	2,886,841	0	2,886,841
広告宣伝費	145,600	0	145,600
外注費	38,672,685	0	38,672,685
賃借料	535,434	0	535,434
保険料	179,121	0	179,121
新聞図書費	40,600	0	40,600
交際費	12,804	0	12,804
諸会費・租税公課	270,000	0	270,000
雑費	487,884	0	487,884
その他経費合計	98,532,966	0	98,532,966
事業費計	123,180,045	0	123,180,045
2 管理費			
(1) 人件費			
給料等	7,520,800	0	7,520,800
賞金	1,008,000	0	1,008,000
法定福利費	1,407,753	0	1,407,753
交通費	418,160	0	418,160
人件費計	10,353,913	0	10,353,913
(2) その他経費			
旅費交通費	687,860	0	687,860
顧問料	1,254,000	0	1,254,000
会議費	48,000	0	48,000
通信費	124,695	0	124,695
荷造運搬費	3,146	0	3,146
福利厚生費	18,865	0	18,865
消耗品費	448,263	0	448,263
賃借料	491,810	0	491,810
光熱水料	238,741	0	238,741
事務所費	3,258,972	0	3,258,972
交際費	85,400	0	85,400
支払手数料	70,775	0	70,775
租税公課	976,932	0	976,932
保険料	920,000	0	920,000
減価償却費	460,656	0	460,656
雑費	9	0	9
その他経費合計	9,088,124	0	9,088,124
管理費計	19,442,037	0	19,442,037
経常費用計	142,622,082	0	142,622,082
当期経常増減額	-25,341,827	0	-25,341,827
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	-25,341,827	0	-25,341,827
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期正味財産増減額	-25,341,827	0	-25,341,827
前期繰越正味財産額	137,422,905	0	137,422,905
次期繰越正味財産額	112,081,078	0	112,081,078

2022年度 貸借対照表

2023年1月末日現在

特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	102,578,336		
未収入金	5,051,148		
流動資産合計		107,629,484	
2 固定資産			
工具器具備品	3		
一括償却資産	338,945		
出資金	5,010,000		
差入保証金	4,490,710		
固定資産合計		9,839,658	
資産合計			117,469,142
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	2,861,581		
預り源泉税	107,083		
前受金	2,419,400		
流動負債合計		5,388,064	
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計			5,388,064
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		137,422,905	
当期正味財産増減額		-25,341,827	
正味財産合計			112,081,078
負債及び正味財産合計			117,469,142

2022年度 計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO会計基準（2010年7月20日、2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却方法は定率法によっています。
- (2) 消費税等の会計処理は税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

(単位：円)

科目	茶普及・啓蒙 事業	茶情報等収 集・提供事業	認定制度普及 事業	認定試験事業	教育実施事業	資質向上対策 事業	合計
(1) 人件費							
給料手当	1,389,091	2,418,191	1,389,091	2,418,192	5,022,747	0	12,637,312
賃金	3,344,026	1,621,705	0	2,102,188	2,094,600	234,000	9,396,519
法定福利費	214,333	397,890	214,333	397,891	812,171	0	2,036,618
交通費	192,060	0	0	0	384,570	0	576,630
人件費計	5,139,510	4,437,786	1,603,424	4,918,271	8,314,088	234,000	24,647,079
(2) その他経費							
旅費交通費	10,138,178	4,807,180	17,092	1,237,710	619,040	322,430	17,141,630
試験研修会場費	913,397	623,850	486,052	3,890,303	747,260	1,271,430	7,932,292
会議費	2,846,997	10,310	32,530	125,643	210,071	26,560	3,252,111
通信費	2,575,889	2,778,607	407,618	420,217	1,679,276	120,909	7,982,516
消耗品費	3,146,486	1,950,362	1,050,651	1,669,595	7,808,545	396,749	16,022,388
事務所費	1,311,640	0	0	0	1,659,420	0	2,971,060
支払手数料	198,929	2,340,424	11,480	47,035	130,613	158,360	2,886,841
広告宣伝費	0	0	125,600	0	20,000	0	145,600
外注費	3,956,549	4,811,094	101,200	1,906,117	20,733,293	7,164,432	38,672,685
賃借料	519,554	0	0	3,880	12,000	0	535,434
保険料	179,121	0	0	0	0	0	179,121
新聞図書費	0	40,600	0	0	0	0	40,600
交際費	6,000	0	0	0	6,804	0	12,804
諸会費・租公 雑費	487,884	270,000	0	0	0	0	270,000
その他経費計	26,280,624	17,632,427	2,232,223	9,300,500	33,626,322	9,460,870	98,532,966
合計	31,420,134	22,070,213	3,835,647	14,218,771	41,940,410	9,694,870	123,180,045

3. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
工具器具備品	3,449,156		2,379,902	1,069,254	1,069,251	3
一括償却資産	2,755,005	302,688	423,199	2,634,494	2,295,549	338,945
無形固定資産						
出資金	5,010,000			5,010,000		5,010,000
投資その他の資産						
差入保証金	4,490,710			4,490,710		4,490,710
合計	15,704,871	302,688	2,803,101	13,204,458	3,364,800	9,839,658

4. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引はありません。

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費は実額基準により配分し、給料手当、法定福利費のうち共通して発生する部分については従事割合に基づき按分しています。

2022年度 財産目録

2023年1月末日現在

特定非営利活動法人 日本茶インストラクター協会

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
手元現金	220,932	
大東京信組/本店営業部	26,026,353	
三井住友銀行/浜松町支店	61,284,672	
三井住友銀行/浜松町支店	220,430	
郵便振替	1,778,475	
大東京信組/本店営業部	13,047,474	
未収入金		
国庫補助金精算金	4,963,048	
消費税還付予定額	88,100	
流動資産合計		107,629,484
2 固定資産		
工具器具備品		
電話機等	3	
一括償却資産		
少額備品等	338,945	
出資金		
大東京信用組合	5,010,000	
差入保証金		
事務所保証金	4,490,710	
固定資産合計		9,839,658
資産合計		117,469,142
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金		
未払会場費等	2,861,581	
預り金		
源泉所得税預り金	107,083	
前受金		
前受会費	2,419,400	
流動負債合計		5,388,064
2 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計		5,388,064
正味財産		112,081,078

令和4年度 奈良県支部事業報告書

開催日	活動内容	会場	主催	支部担当者	参加者数	対象者
2月15日	役員会	オンライン	奈良県支部	井ノ倉	6	支部役員
3月1日	役員会	オンライン	奈良県支部	井ノ倉	5	支部役員
4月12日	役員会	オンライン	奈良県支部	井ノ倉	4	支部役員
5月24日	役員会	オンライン	奈良県支部	井ノ倉	3	支部役員
7月5日	役員会	オンライン	奈良県支部	井ノ倉	4	支部役員
8月20日	お茶授業	国立曽爾青少年自然の家	ガールスカウト	井ノ倉	101	女子中高生
8月30日	役員会	三笠公民館	奈良県支部	井ノ倉	5	支部役員
10月25日	役員会	三笠公民館	奈良県支部	井ノ倉	5	支部役員
11月13日	お茶授業	都跡公民館	都跡公民館	井ノ倉	22	小学生
11月20日	お茶授業	南部公民館	南部公民館	井ノ倉	23	小学生
11月24日	お茶授業	平城東公民館	平城東公民館	井ノ倉	25	地域住民
12月10日	役員会	ココス都跡店	奈良県支部	井ノ倉	6	支部役員

日本茶インストラクター奈良県支部会員（2022年11月23日時点）

○インストラクター有資格者60名

○アドバイザー有資格者30名

第2号議案 令和4年度日本茶インストラクター協会関西ブロック奈良県支部収支決算報告について

令和4年度 日本茶インストラクター協会 関西ブロック奈良県支部 収支決算書 I

令和4年2月1日～令和5年1月31日

収入の部 260,000 円

支出の部 260,000 円

【収入の部】

単位：円

科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘 要
前年度繰越	0	0	0	
ブロック・支部 活動収益費	240,000	260,000	20,000	本部より
参加者負担金収益	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
合 計	240,000	260,000	20,000	

【支出の部】

単位：円

科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘 要
試験・研修・会場費	0	0	0	
会議費	0	0	0	
通信費	28,000	24,832	▲ 3,168	会員への総会関係案内葉書、文書郵送(4件)、送料(3件)、オンライン会議通信費
消耗品費	110,600	88,000	▲ 22,600	カメラ1台 ※注釈①
旅費交通費	25,000	42,060	17,060	役員会日当(2/15 6名、3/1 5名、4/12 4名、5/24 3名、7/5 4名、8/30 5名、10/25 6名、12/10 6名) 事務局日当
賃借料	74,400	100,040	25,640	倉庫賃借料：月額6,420円(引き落とし手数料220円含む) ※注釈②
支払手数料	2,000	1,804	▲ 196	振込手数料
雑 費	0	3,264	3,264	茶葉購入代
合 計	240,000	260,000	20,000	

※① 消耗品費はオンラインツアー等、新たな活動を実施する目的でカメラとカメラレンズを購入し、A会計よりカメラ代88,000円を支出しました。

※② 賃借料については、新倉庫の契約が令和3年12月に完了し、引き落としが令和4年2月に開始しました。2月引き落としは29,420円(12月～3月分の倉庫賃借料、契約料)、以降は賃借料6,420円(月額)が引き落としされています。

令和4年度 日本茶インストラクター協会 関西ブロック奈良県支部 収支決算書Ⅱ

令和4年2月1日～令和5年1月31日

収入の部 154,584 円

支出の部 154,584 円

次年度繰越金額 0 円

【収入の部】

単位：円

科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘 要
前年度繰越金	45,070	45,070	0	
外部活動助成金	30,000	106,450	76,450	1/21中部公民館、11/13都跡公民館、11/20南部公民館、11/24平城東公民館 協力(延べ人数9人)、8/20ガールスカウト大和茶体験授業 協力(5人)
その他の収入	0	3,064	3,064	奈良県支部長より
合 計	75,070	154,584	79,514	

【支出の部】

単位：円

科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増減	摘 要
日当旅費交通費	30,000	66,000	36,000	1/21中部公民館、11/13都跡公民館、11/20南部公民館、11/24平城東公民館 協力(延べ人数9人)、8/20ガールスカウト大和茶体験授業 協力(5人)
消耗品	20,000	70,410	50,410	カメラレンズ ※注釈①
支払手数料	10,000	2,838	▲ 7,162	振込手数料
予備費	15,070	15,336	266	茶講座用茶葉購入代：15,036円 公民館使用料：300円
合 計	75,070	154,584	79,514	

※① 消耗品費はオンラインツアー等、新たな活動を実施する目的でカメラとカメラレンズを新たに購入し、B会計よりカメラレンズ代70,410円を支出しました。

監 査 報 告 書

令和4年度（自 令和4年2月1日～至 令和5年1月31日）の
日本茶インストラクター協会関西ブロック奈良県支部の事業報告、
収支決算書につき関係書類を監査したところ、いずれも適切に処理され
ていたものでこれを承認いたします。

令和5年 3 月 1 日

NPO 法人日本茶インストラクター協会関西ブロック奈良県支部

監 事 吉 永 清 志



監 事 北 森 亜 由 美

